

# 木造住宅耐震補強補助金のご案内

旧耐震基準建築の住宅を対象とする  
耐震改修設計を伴う耐震改修工事費の一体補助または耐震建替工事費の補助

令和5年3月

取手市都市整備部建築指導課

## 取手市木造住宅耐震補強補助金

### 総合支援メニュー①：耐震改修設計を伴う耐震改修工事

耐震診断（一般診断法）における調査結果で耐震補強が必要と診断された建物の所有者で、自己の居住のために耐震改修設計を伴う耐震改修工事を行う方に、予算の範囲内でその費用の一部を補助するものです。

#### （対象）

市税の滞納がなく、次の条件をすべて満たす市内の木造戸建て住宅（兼用住宅を含む）を所有する方

- ① 昭和56年5月31日以前に建築基準法上の建築確認を受けたもの  
かつ、昭和56年6月1日以降に同一棟の増改築がされていないもの
- ② 地上階数が2以下で、在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法のもの
- ③ 延べ面積が30平方メートル以上のもの
- ④ 耐震診断（一般診断法）における上部構造評点が1.0未満のもの
- ⑤ 耐震改修工事を行う場合、耐震改修設計時の精密診断における上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となるもの
- ⑥ 1月末までに工事完了予定のもの

※ 補助金の交付決定前に着手した場合は補助金を受けることができません。

※ 耐震改修は、（一財）日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき行ってください。

※ 耐震改修設計又は耐震改修工事のいずれかは、市内の事業者と契約することが必要となります。

#### （補助金の額）

耐震改修工事に要する額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は100万円のいずれか低い額。

## 総合支援メニュー②：耐震建替工事

耐震診断（一般診断法）における上部構造評点が1.0未満の建物の所有者で、自己の居住のために耐震建替工事を行う方に、予算の範囲内でその費用の一部を補助するものです。

### （対象）

市税の滞納がなく、次の条件をすべて満たす市内の木造戸建て住宅（兼用住宅を含む）を所有する方

- ① 昭和56年5月31日以前に建築基準法上の建築確認を受けたもの  
かつ、昭和56年6月1日以降に同一棟の増改築がされていないもの
- ② 地上階数が2以下で、在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法のもの
- ③ 延べ面積が30平方メートル以上のもの
- ④ 耐震診断（一般診断法）における上部構造評点が1.0未満のもの
- ⑤ 耐震建替工事後には建築基準法その他関係法令に適合した住宅となること。
- ⑥ 1月末までに工事完了予定のもの

※ 補助金の交付決定前に着手した場合は補助金を受けることができません。

※ 耐震建替設計又は耐震建替工事のいずれかは、市内の事業者と契約することが必要となります。

### （補助金の額）

耐震建替工事に要する額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は100万円のいずれか低い額。

## (手続の流れ)

### ①建築指導課へ相談

- ・ 補助対象となるか確認します。

### ②見積り

- ・ 耐震診断（一般診断法）における調査結果を基に、以下の見積りをとります。
  - ・ 設計者（耐震診断士）には耐震改修設計（精密診断・改修設計）または耐震建替設計及び工事監理の見積り
  - ・ 施工業者には改修工事または建替工事の見積り
- ※設計又は工事のいずれかは、市内の事業者と契約することが必要となります。

### ③交付申請

- ・ 必要書類を揃えて建築指導課へ申請します。

### ④交付決定通知

- ・ 申請内容に問題が無ければ、交付決定通知書が届きます。

### ⑤契約（耐震改修設計または耐震建替設計の実施）

- ・ 交付決定通知書が届いたら、設計者と施工業者と契約を結びます。

### ⑥耐震改修設計または耐震建替設計完了報告

- ・ 設計完了後、設計完了報告書を建築指導課に提出します。

### ⑦耐震改修設計等確認通知

- ・ 報告内容に問題が無ければ、耐震改修設計等確認通知書が届きます。

### ⑧耐震改修工事または耐震建替工事の実施

- ・ 耐震改修設計等確認通知書が届いた後、工事を実施します。

### ⑨完了実績報告

- ・ 工事完了後、実績報告書を建築指導課に提出します。

### ⑩補助金額の確定

- ・ 実績報告書の内容が交付決定の内容に適合すると認められれば、補助金の額が確定します。

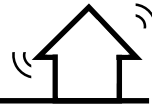
### ⑪請求書

- ・ 確定した補助金の交付を請求します。

### ⑫補助金の交付

- ・ 補助金が振り込まれ、完了となります。

## 補助金制度利用にあたっての注意事項



### 1. 制度を利用するためには、事前に交付申請の手続きが必要です。

補助金交付決定通知前に設計者や施工業者等と業務契約したり、耐震改修設計、耐震改修工事、耐震建替工事に着手した場合、補助金を交付することができません。必ず事前に交付申請手続きを行ってください。

### 2. 事業内容を変更する場合は、変更申請の手続きが必要です。

交付決定通知後に事業の内容を変更する場合は、事業変更決定通知を受ける必要があります。変更することが明らかになった時点で、速やかに変更申請をしてください。

### 3. 耐震改修工事または耐震建替工事後、工事内容の確認を行います。

実績報告時、工事の内容を確認いたします。工事写真（施工前、施工中、施工後）等が必要になりますので、ご用意ください。

### 4. 交付決定を取り消す場合があります。

交付決定後に、不正があったことが判明した場合や工事の内容が設計と違うことが確認された場合等、交付決定を取り消すことがあります。

### 5. 交付決定を受けたら速やかに実施してください。

交付決定を受けたら速やかに事業を実施して、実績報告書を提出してください。実績報告は当年度の1月末までに行ってください。

補助金制度窓口：取手市 都市整備部 建築指導課

TEL：0297-74-2141（内線3125）

所在地：取手市西2丁目35番3 取手市役所分庁舎2階

# Q & A

建物が地震の揺れに耐える能力のことを「耐震性能」といいます。

昭和56年に建物の耐震基準（建築基準法）が大きく改正されました。昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅は、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などでも大きな被害を受けました。今後予想される首都直下地震へ備えるため、建物の耐震性能を調べる耐震診断や、耐震性能を向上させる耐震改修を実施しましょう！

Q.昭和56年以前建築の建物とそれ以降に建てられた建物は、耐震性能にどれくらいの差がありますか？

A.耐震性能の違いについて一概には言えませんが、平成7年阪神淡路大震災において被害があった建物（小破・中破・大破・倒壊）の割合は、昭和57年以降建築の建物では約25%でしたが、昭和56年以前建築の建物では約66%（約2.6倍）であったと報告されております。

Q.耐震改修設計や耐震改修工事にはどれくらいの費用がかかりますか？

A.耐震改修は100万円から200万円の工事が多いと言われていますが、建物の規模や耐震性能によって異なります。さらに、耐震設計に別途費用がかかります。取手市では耐震改修設計を伴う耐震改修工事に対する補助金制度を設けておりますので、補助金制度窓口までご相談下さい。

Q.耐震診断について誰に相談したらいいですか？

A.耐震性能をチェックする専門家として、茨城県知事が認定した茨城県木造住宅耐震診断士がおりますのでご相談ください。

茨城県木造住宅耐震診断士の名簿は茨城県建築指導課ホームページに掲載されております。また、取手市都市整備部建築指導課窓口にも備え付けてあります。